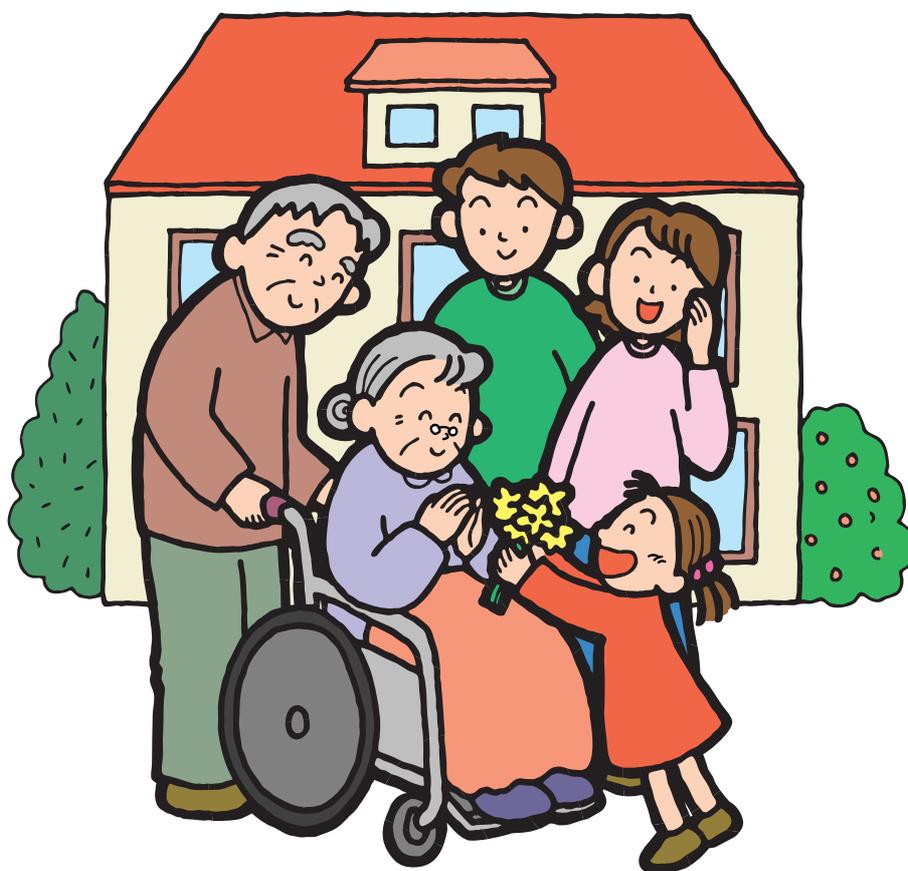


生活保護のしおり



小松島市福祉事務所

生活保護とは？

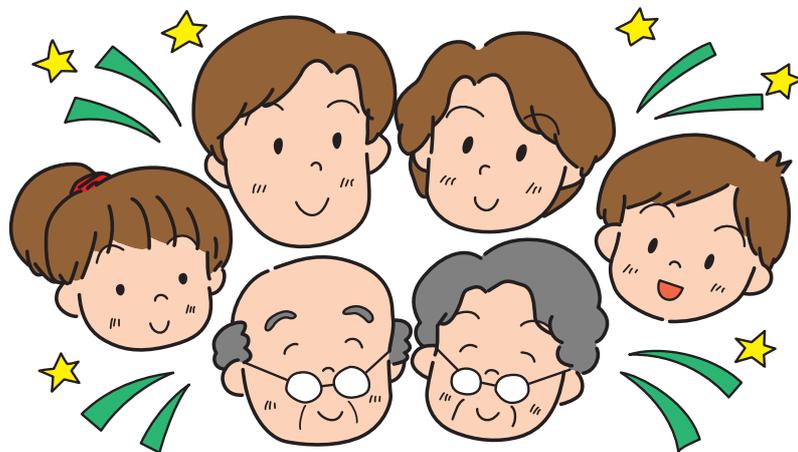
私たちの一生の間には、病気や高齢で仕事ができなくなったり、生計の中心者が亡くなったり、事故にあったりするなど、いろいろな事情で生計が苦しくなってどうにもならなくなることがあります。

このようなとき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分の力で生活できるよう手助けをする制度です。

誰でも生活保護を受けることはできるの？

生活保護を受けることは、憲法に定められた国民の権利であり、法律によって定められた必要な条件に当てはまる限り、誰でも平等に受けることができます。

ただし、暴力団対策法で定めた暴力団で活動している組員及び同一世帯に対しては保護費の支給はみとめません。



生活保護を受ける前に、まずは・・・

- 働ける人は、自分の能力に応じて働いてください。
- 預貯金や生命保険、その他資産を活用してください。（預貯金・有価証券・生命保険・貴金属・土地・家屋・自動車などは原則として保有を認められない財産です）
- 親、子ども、兄弟姉妹などとよく話し合い、できる限りの援助を受けてください。
- ほかの社会保障制度で受けられるものはすべて受けてください。（たとえば、傷病手当金、雇用保険、各種年金・手当など）

このような努力をしても生活に困ったときには、福祉事務所に相談してください。

それぞれの地区には担当の民生委員がいますので、相談することもできます。

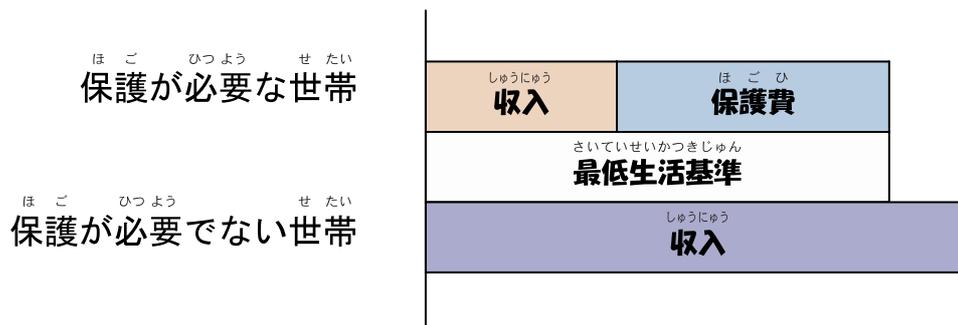
生活保護を受けるための手続きは？

保護を受けようとする本人、家族、または同居の方が、福祉事務所に行つて申請してください。

申請後、福祉事務所の地区担当員が、ご家庭などを訪問し、困っている状況を聞きします。その上で、扶養義務者との折衝や金融機関、その他関係機関への調査をします。

生活保護が必要かどうかは・・・

いっしょに生活している世帯（家族）を単位として、『その世帯に応じた最低生活基準』と『その世帯のすべての収入』とを比較の上、生活保護が必要かどうかが決めます。



- 『最低生活基準』とは世帯構成、年齢などを考慮して、国が定めます。
- 『収入』とは、その世帯に入ってくるすべての収入（働いて得た収入、年金、手当、仕送り、保険金、臨時収入など）をいいます。
ただし、働いて得た収入などに対しては、控除があります。

生活保護の種類は？

生活保護には、『生活』、『住宅』、『教育』、『医療』、『介護』、『出産』、『生業』、『葬祭』の8種類の扶助があり、必要に応じて支給されます。
国民年金保険料、NHK受信料、保育所の保育料など申請や届けによって、減額または免除されるものもあります。地区担当員に相談してください。

生活保護を受けている人の権利は？

- 正当な理由もなく、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなることはありません。
- 保護費や保護により支給されたものに対して、税金をかけられることはありません。
- 保護費や保護により支給されたものを、差し押さえられることはありません。
- 決められた保護の内容に納得できないときは、不服の申し立てをすることができます。



まも ぎ む 守らなければならないこと（義務）があります！

- 働ける人は、能力に応じて働いてください。
- 毎日の支出について、計画的な暮らしをするよう心がけてください。
 - ・ かけごとなどでの浪費はいけません。
 - ・ 過度の飲酒はつつしんでください。
 - ・ 借金をしたり、家賃や給食費などを滞納してはいけません。
- 暮らしの中で変化があれば届け出てください。
 - ・ 入院、退院したとき、または、入院先が変わるとき。
 - ・ 住所や家賃、地代が変わるとき。
 - ・ 働き始めたり、転職や退職したとき。
 - ・ 年金や手当、給付金、仕送りなどを新たにもらうとき、または、その額が変わるとき。
 - ・ 交通事故の慰謝料や保険金を受け取るとき。
 - ・ 土地や家などの資産を売るとき、または、もらうとき。
 - ・ 妊娠したり、家族の人数が変わったとき。（出生、死亡、転入、転出）
 - ・ 高校などに入学したり、中途退学や卒業したとき。
 - ・ その他臨時の収入があったり、生活の状態が変わったとき。
- 福祉事務所（地区担当員）の指導や指示には従ってください。

※ 義務を守らなかつたり、正当な理由なしに指導や指示に従わない場合には、保護が受けられなくなることがあります。

してはいけない（禁止されている）ことがあります！

- 保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
- 自動車の保有は原則として認められません。また、他人名義の車の使用も認められません。
- 生命保険の加入は原則として認められません。

受けた保護費は？

- 正当な理由で保護を受けたときは、受け取った保護費を返す必要はありません。
- 次のような場合には、福祉事務所の定める額を返していただきます。
 - ・ 土地などの資産を売った場合。
 - ・ 生命保険を解約したり、保険金を受け取った場合。
 - ・ 各種年金・手当をさかのぼって受け取った場合。
- 収入などの申告を怠ったり、うその申告をして不正に保護費を受け取ったときは、それまでに受けた保護費（医療費を含む）を返してもらうこととなります。
その場合、懲役、罰金などの刑に処せられることがあります。

病気やケガなどで治療を受けたいときは？

● 病院に行く前に、

- ① 福祉事務所に「傷病届」を提出し、
- ② 「診療依頼書」をもらい
- ③ その診療依頼書を病院の窓口へ提出してください。

急病などやむを得ない場合は、後から手続きをしてもかまいません。

● 次の場合は、医師または施術者の意見または同意が必要な場合がありますので、事前に地区担当員に相談してください。

- ・メガネ、コルセットなどの治療材料が必要なとき。
- ・はり・きゅう・マッサージ・柔道整復を利用したいとき。

● 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断した場合は、後発医薬品の服用に努めてください。

生活保護を受けるようになれば、「国民健康保険証」は使えなくなりま
すから、市役所に返す手続きをしてください。

みだりに病院などを転々と（重複受診）することはやめましょう。重複
受診は、検査の薬のむだ指摘されるばかりでなく、的確な医療を損なう
ことさえあるといわれています。

生活保護の相談は？

地区担当員は、保護の相談に来られた方の相談を受けたり、正しい保護を行うために、定期的に家庭訪問をしています。

困っていることや、わからないことがあれば、地区担当員または地区民生委員に気軽に相談してください。



※地区担当員の連絡先

〒773-8501 小松島市横須町1-1

小松島市福祉事務所 生活福祉課保護係

☎0885-32-3931 (内線 160番)

申請の時にあったほうがよいもの

次のもので、用意できるものは用意しておいてください。

ただし、申請には必ず認印が必要となります。

【共通】

- 銀行・信金・郵便局等の預貯金通帳（記帳済みのもの）
- 健康保険証
- 年金手帳
- 認印

【高齢者】

- 後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 年金振込通知書・年金証書

【他法】

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- ひとり親家庭医療受給者証、児童扶養手当証書
- 外国人登録証
- 精神障害者保健福祉手帳

きんろうしゃ
【勤労者】

- まえ げつ きゅう よ めい さい しょ きゅう よ しょう めい しょ
前3か月の給与明細書、給与証明書
- こ しょう ほ けん じゅきゆう し かく しょう
雇用保険受給資格証

じゅうきよ
【住居】

- けい やく しょ や ちん しょう めい しょ
アパートの契約書、家賃証明書
- と ち たて もの と う き ず しょう と う き ほ と う ほん
土地、建物の登記済み証、登記簿謄本

た
【その他】

- せい めい ほ けん しょう しょ
生命保険証書
- じ か よう しゃ しゃ けん しょう うん てん めん きょ しょう
自家用車車検証、運転免許証
- がく せい しょう ざい がく しょう めい しょう こう こう だい がく
学生証または在学証明証（高校・大学）

